



様式第6号（第7条関係）

始生環第422号
令和7年9月2日

一般廃棄物処理業許可証

有限会社隼人環境総合
取締役 金沢 公人 様

始良市長 湯元 敏浩



令和7年8月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、始良市一般廃棄物及び清掃に関する条例第12条の規定により、次のとおり許可します。

許可番号	始良市一般廃棄物処理業許可第38号
事務所及び事業所の所在地	事務所 郵便番号899-5102 霧島市隼人町真孝2460番地7号 事業所 〒899-5102 霧島市隼人町真孝2460番地7号
氏名 (名称及び代表者)	有限会社 隼人環境総合 取締役 金沢 公人
廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系）
業務の種類	収集・運搬
区域	始良市
許可期限	令和7年10月1日から令和9年9月30日まで
条件	1 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」その他関係法令を遵守すること。 3 その他市長が指示した事項を遵守すること。